

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第２２第１項及び第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和７年１１月１１日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第１ 都市・地域再生等利用区域

一級河川槻川の河川区域内で別図に示す区域（比企郡小川町大字小川１２５１番地先）

第２ 都市・地域再生等占用方針

１ 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

準則第２２第３項に掲げる広場、イベント施設、遊歩道、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

２ 許可方針

- (１) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- (２) 占用許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設（以下「占用施設」という。）に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- (３) 占用施設及びその周辺においては、水難事故、転落事故、その他占用施設の運営・管理上の事故に対する対策を講じるとともに、清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。
- (４) 洪水、暴風雨、地震、その他の原因による危険の恐れ又は異常な状態が生じた場合は、占用施設の使用を中止し、利用者等を円滑に避難させること。
- (５) 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者と協議の上、治水上又は利水上の支障を生じないもので、安全構造上問題のないものとする。
- (６) 施設使用者に占用施設を使用させる場合は、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- (７) 施設使用者に占用施設を使用させることにより施設利用料を得る場合には、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺

空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

- (8) 施設利用料の徴収及び活用状況を河川管理者に年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

- (9) 標準的な許可条件は、次のとおりとする。

ア 標識等の設置

許可を受けた者は、東松山県土整備事務所長（以下「所長」という。）の指示により許可期間中は占用区域を明示する杭を設置するとともに、所定事項を記載した標識を設置すること。

イ 法令等の遵守

許可を受けた者は、占用又は工事に当たり、河川法等の法令の規定及び次のウからソに掲げる条件を遵守すること。

ウ 工事費用等の負担

工事の施工及び占用に要する費用は、許可を受けた者が負担すること。

エ 工事の施工

工事の施工に当たっては、所長の指示に従うこと。

オ 工事の着手等の届出

許可を受けた者は、工事に着手するとき及び完了したときは所長に届け出て、検査を受けること。

カ 第三者への損害

工事施行中又は占用が原因し、第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決に当たること。

キ 河川管理施設の損傷

許可を受けた者は、河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。当該河川管理施設の原状回復に要する費用は許可を受けた者が負担すること。

ク 工作物等の撤去計画書

工作物等を設置する場合、簡易的な構造で増水時には直ちに撤去できる構造とするとともに、増水に備えた撤去計画書を作成すること。

必要やむを得ない理由により、堅固な工作物を設置する場合については、河川管理者と十分に事前協議を行うこと。なお、この場合についても、増水に備えた撤去計画書を作成すること。

ケ 利用者の安全確保

水難事故や利用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。

コ 管理責任者

許可を受けた者は、工作物の管理責任者を定めて所長に届け出ること。

サ 許可の取消し等

次の（ア）又は（イ）に該当するときは、所長は、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、又は新たに条件を付し、若しくは必要な施設の措置を命ずることがある。この場合は、その処分に従うこと。

（ア）河川法、これに基づく法令、県の条例若しくは規則又はこの許可条件に違反したとき。

(イ) 占用又は工事が、河川管理上の支障を生じることとなったとき、河川工事上の支障があるとき、又は公益上の支障があるとき。

シ 許可の取消し、原状回復措置等

許可の取消し又は許可を受けた行為の廃止があったとき、その他、河川管理者の指示があったときは、所長の指示するところにより許可を受けた者の費用の負担において、河川を原状に回復すること。また、当該原状回復終了後は、所長の検査を受けること。

ス 事実変更の届出

許可を受けた者が次の(ア)又は(イ)に該当するときは、その事実の生じた日から15日以内に所長に届け出ること。

(ア) 住所又は氏名(法人にあっては、その名称)を変更したとき。

(イ) 許可を受けた行為を廃止したとき。

セ 許可の内容の変更

許可を受けた者が許可の内容を変更しようとするときは、改めて許可の申請をすること。

ソ 更新の手続

占用期間が満了し、なお引き続き占用しようとする場合は、占用期間満了前30日までに改めて許可の申請をすること。

第3 都市・地域再生等占用主体

1 都市・地域再生等占用主体

都市・地域再生等占用主体は小川町(準則第22第4項第1号に掲げる者のうち準則第6第1号に掲げる占用主体)とする。

2 施設使用者の要件

施設使用者は、次のアからエに掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又破産者で復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に定める暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」という。

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる税金を滞納している者

(ア) 法人等の場合

法人税、消費税及び地方消費税

主たる事業所のある都道府県における都道府県民税及び法人事業税

主たる事業所のある市町村における市町村民税

(イ) 個人事業主の場合

所得税、消費税及び地方消費税

主たる事業所のある都道府県における都道府県民税及び個人事業税

主たる事業所のある市町村における市町村民税

エ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合において、許認可等の条件となる免許を有していない者

※ 施設使用者とは、準則第25第1項及び第3項の規定に基づき、都市・地域再生等占用施設について公的占用者と使用契約を締結して使用する者をいう。